

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市IT創造館利用料金の免除		
根拠法令及び条項	那覇市IT創造館条例第11条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成17年9月30日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	経済観光部 商工農水課		
備考	当該施設は、指定管理者が管理運営している。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大会議室及び研修室の利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合